

公布された規則のあらまし

◇静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項に規定する指定試験機関が追加されたことに伴い、必要な改正を行いました。（第3条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。